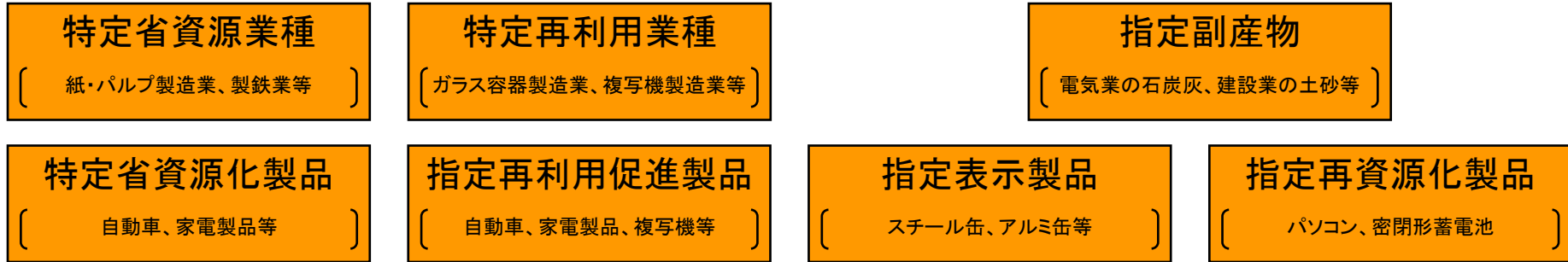


資源有効利用促進法の概要

(平成12年6月全面改正・平成13年4月施行)

以下の特定業種・指定製品毎に、3R対策の取組の内容を「判断基準」として主務大臣が定め、事業者はその遵守を義務付けている。



<指定再資源化製品の例>

○パソコン

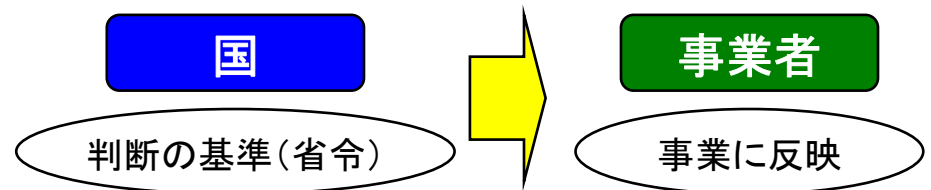
- ・デスクトップパソコン
- ・ノートブックパソコン
- ・ブラウン管式表示装置
- ・液晶式表示装置

○密閉形蓄電池

- ・密閉形鉛蓄電池
- ・密閉形ニッケル・カドミウム蓄電池
- ・密閉形ニッケル・水素蓄電池
- ・リチウム電池

○再資源化実績(平成17年度)

デスクトップパソコン : 75.2%
ノートブックパソコン : 53.2%
ブラウン管式表示装置 : 76.9%
液晶式表示装置 : 66.3%



<指定再資源化製品の例>

自主回収、再資源化の目標等に関し「判断の基準」を示す。

「判断の基準」を勘案しつつ、自社の製品を回収、再資源化する。

※平成20年3月までに資源有効利用促進法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされていることから、平成19年1月から産業構造審議会において見直しのための検討が行われている。

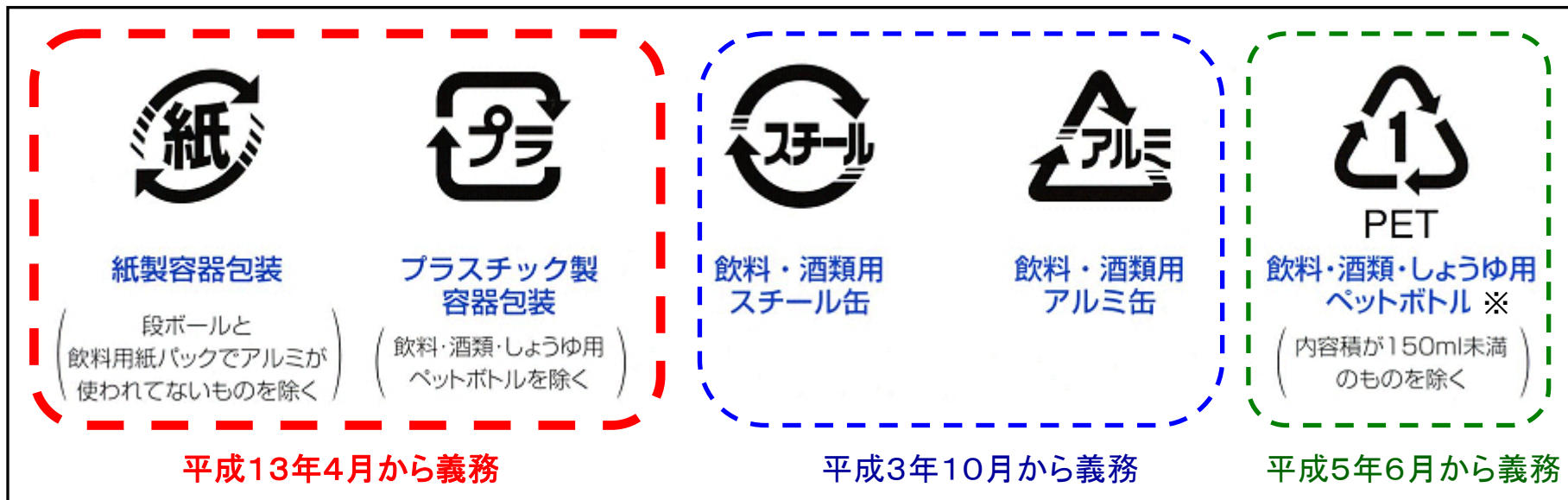
資源有効利用促進法に基づく識別表示

容器包装リサイクルを推進するためには消費者が適切に分別排出でき、市町村の分別収集を促進することが重要

外見上識別が困難



資源の有効な利用の促進に関する法律により識別表示の義務づけ



※平成20年4月1日から、しょうゆ加工品、みりん風調味料、食酢、調味酢、ドレッシングタイプ調味料が含まれています。

紙製容器包装、プラスチック製容器包装の識別表示①

■識別表示義務の対象となる事業者

容器の
製造事業者



容器包装の
製造を発注
する事業者



輸入販売
事業者



識別表示は、容器包装リサイクル法の再商品化義務と異なり、小規模事業者にも義務づけられています。

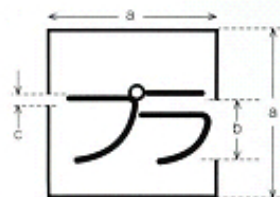
識別表示の様式



- H : 高さ
- L : 短外径 LはHの7/8
- W : 長外径 WはHの1.1倍
- a : 楕円の切れ目の幅 Hの7/100以内
- θ : 楕円の傾き 45°



- 印刷、ラベルの場合 6mm以上
- 刻印・エンボスの場合 8mm以上



- a : 一辺の長さ
- b : 正方形の切れ目の幅 aの2/5以内
- c : 正方形の切れ目の幅 aの1/14以内



- 印刷、ラベルの場合 6mm以上
- 刻印・エンボスの場合 8mm以上

紙製容器包装、プラスチック製容器包装の識別表示②

識別表示の対象となる容器包装

識別表示が不要なケースを除いて、
容器包装リサイクル法の紙製容器包装、プラスチック製容器包装と同じです。

識別表示が不要なケース

①業務用の容器包装

②段ボール製容器包装

③飲料用の紙製容器

ただし、アルミニウムが使用されているものは紙製容器の識別表示が必要です

④無地または表示不可能な容器包装

⑤小売業者が販売時に商品を包む包装で表面積が1,300cm²以下のもの

特定の商品を包むために製造されるものは識別表示が必要です。

⑥日本語表示のない輸入品。